平成２９年（フ）第８６７号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目４番９号　アローハイム103号
債務者　伊藤　芳広
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９１号
札幌市中央区南２条西26丁目１番１―411号
債務者　可児よしえ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８号
福島県会津若松市西栄町１番７号　ニコニコハイツ102、前住所福島県会津若松市河東町広田字東205番地10
債務者　兼子　峰男
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
群馬県渋川市中村1229番地１　シリウス101
債務者　唐澤　二郎
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
群馬県前橋市上佐鳥町130番地　アドヴァンス永井　Ａ―203号
債務者　榎本　和由
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
群馬県前橋市岩神町３丁目３番６―１―Ｃ号　ＪＣファースト
債務者　濵田　　司
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
群馬県前橋市粕川町込皆戸304番地１　プレリーサン　Ｃ―102号
債務者　深澤　綾香
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９３号
群馬県高崎市上豊岡町280番地６　グランドソレイユ201号
債務者　小笠原和男
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０４号
愛知県一宮市緑１丁目３番12―307号　エルミタージュ緑
債務者　豊島　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３０８号
京都府城陽市平川大将軍79番地の１　サンレーベ平川Ａ棟103号
債務者　柳　美加子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
京都市右京区太秦堀ケ内町30番地27　サザンシャトー202
債務者　綾部　由佳（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
京都市山科区西野山百々町245番地３　オリエント西山科202号室
債務者　福田　　均
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
京都市南区吉祥院車道町54番地55　デルタウイング302号
債務者　初田　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
大阪府河内長野市加賀田311番地の17
債務者　永橋　　玲
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
大阪府松原市上田６丁目254番地の１、前住所大阪市西成区聖天下１丁目７番13―505号
債務者　照林　正寛
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
堺市西区浜寺石津町東４丁８番37号
債務者　民井裕一郎
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係